

予算決算委員会民生福祉分科会会議記録

1. 日 時	令和5年9月8日 9:27~14:23
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	上田英樹座長、前田えり子副座長、萩原正人委員、荒木礼子委員、園田依子委員、小島政行委員
4. 欠席議員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	<p>議案第50号 令和5年度丹波篠山市一般会計補正予算（第8号）</p> <p>議案第51号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第52号 令和5年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第53号 令和5年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第1号）</p>
8. 議事の経過	<p>日程第1 議案第50号 令和5年度丹波篠山市一般会計補正予算（第8号）</p> <p>■市民生活部</p> <p>■地域振興課 別紙資料により説明</p> <p style="text-align: center;">【主な質疑応答】</p> <p>小島委員 自治会関係費の情報伝達設備整備事業について、もう少し詳細を教えてください。</p> <p>市民生活部 本事業は、当初予定をしておりました件数よりも多くの申請がありました。他の補助金もそうなのですが、地域振興課が所管をしております補助金につきましては、前年度に各自治会長あてに、活用されるかどうかの調査を実施しております。昨年度その調査を実施したとき、この補助金につきましては、三つの自治会から、ぜひ活用したいという意向を確認しておりました。例年の状況等もありますので、幾らかのプラスアルファをして、予算を計上しておりましたが、それを超える申請がありました。最終的に九つの自治会からの申請があり、ほとんどのところが放送設備の改修等で活用したいという内容になっています。</p> <p>小島委員 地域によって伝達方法が異なると思いますが、今少し進んだ地域ではスマホでとか伝達する方法もあるので、市民からすれば従来の方法が慣</p>

れていて良いというところもあると思うのですが、その辺りについて今後担当課として、スマホ等を活用した伝達方法等に移行していきたいという方向性を検討されていますか。

市民生活部 おっしゃるとおり、以前はそれこそ掲示板を改修するなど、ハードの整備が多かったのですが、昨年度あたりからIT、ICT関係の申請等も出てきております。またアプリを使った伝達手段についても対応できるようにしておりますので、そういった相談があった場合には、対応していきたいと考えています。

園田委員 防犯対策費の防犯カメラ設置について、年間市としては8台が補助対象になっていましたが、今回4台増えた要因な何かありますか。

市民生活部 防犯カメラ補助金につきましても、昨年度意向調査を実施したときには、四つの自治会からぜひとも活用したいという申し出がありました。この補助金は毎年最終的には10台程度の申請がありますので、今年度についてはプラス4台分を見て8台分を計上しておりました。しかし現状では12台の設置希望がありました。県の補助金については、年々補助の仕方が変わってきておまして、令和3年度までは、市から8万円、そして県から直接地域に8万円を交付するものでございました。それが令和4年度には、市はそのまま8万円なんですけれども、県は6万円に減額され、トータルとしては14万円の補助となっております。本年度からは、市が14万円を補助した後、県補助金として6万円を後で市に補助金分として交付される形に変更となっております。

園田委員 防犯カメラの設置は社会状況を見たときに、とても大事な事業だと思います。市に要望を出せばカメラの設置対応はされているのでしょうか。

市民生活部 今回予算を増額で計上させていただいております。情報伝達ですとか、遊具、それからカメラ等、地域振興課が所管しております補助金について、ほとんどが12月まで申請期間としています。今回については、現時点でそれぞれの補助金の予算を超える件数の申請がありましたので、不足分の補正予算を上程しておりますが、補助金申請の期間については12月までと考えておりますので、今後地域からの要望があった場合には、内容を精査させていただいた上で、次の12月補正での対応も検討したいと考えております。

園田委員 各自治会から要望があった場合、カメラの設置場所は自治会が決めると思うのですが、場所については自治会の要望に合わせて、市は対応することになるのでしょうか。

市民生活部 カメラの設置場所は、個人情報保護の観点から個人の家を映すような申請があった場合は、場所を変えていただくようお願いをしています。防犯カメラは広域的な防犯に伴うカメラということになりますので、設

	置場所等については担当者と相談しながら決定しているところです。
萩原委員	19 ページ西紀支所費について、旧波多野邸の耐震診断費用が計上されていますが、これは改修して利用していくという方向性が決まっているということでしょうか。または、取りあえず耐震診断して、使うか使わないか決めるということでしょうか。
市民生活部	この古民家につきましては平成 29 年頃に、築 100 年近く経過していることもあり、歴史的施設としての価値も高いということで、市が土地と建物の寄附を受けまして活用していくこととしており、その中の一部を地域ラボの施設として使っております。残りの部分については、西紀南地区にはコミュニティ施設がないため、コミュニティ施設としての活用について要望をいただいております。ただ築年数が 100 年近く経過しておりますので、まずは活用、利用が可能かどうかというところを診断しまして、令和 6 年度に設計、令和 7 年度に工事を進める予定としております。
上田座長	情報伝達設備整備事業について、ハード事業ではなくグループラインを活用した情報伝達システムを集落で構築をするというような設備を外部委託した場合も、この補助金の利用は可能ですか。
市民生活部	今想定しております中では、アプリなどのソフトの費用にかかる部分は対象としており、委託については対応していません。
上田座長	グループラインでしたら、トークのやりとりができます。グループラインを活用した新しい情報伝達方法の機能をつける場合、一般の方では対応が難しいところがあると思います。今後はそういったアプリが増えてくると思いますので、一度要綱等を見直していただいて、有線設備だけではなく、今の時代に即した新しい使い方の検討もいただきたいと思っています。
市民生活部	少し補足をさせていただきますと、スマホ等を使った有料のアプリで地域内での情報伝達をするといったものの導入にかかる費用は、今の制度上でも対象にしています。ただし、その運用を自治会ではなく、事業者等が担うような形での委託料ということであれば、現在の制度上は対象の経費としていません。
上田座長	導入後の委託ではなく、システムを立ち上げる導入当初時の委託については対象になりますか。
市民生活部	今おっしゃっていただいた部分は、いわゆるアプリを導入していただくときのサポート費用として含まれており、そうした費用は対象経費としています。
小島委員	児童遊園遊具設置事業について、「おいでよささっ子遊具設置事業」とは違う別の事業だと思うのですが、地域によって設備の要望の内容が変

わってくるのですが、限度額やどの範囲まで支援ができるのか教えてください。

市民生活部 遊具の設置に関して、地域振興課で所管しております遊具設置事業につきましては、あくまで自治会が管理されている遊具ということになっております。おいでよささっ子については、まち協単位での設置ということで、設置主体が異なることを理解していただきたいと思います。容としては、遊具とフェンスに区分をしており、遊具新設の場合は上限が50万円。改修については上限が25万円。フェンス新設の場合は、上限25万円。改修が12万5000円の補助になります。

園田委員 遊具設置事業について、今回7自治会から申請があり、補助内容は撤去と新設であるという説明をいただきましたが、その金額の33万7000円という内容について説明をお願いしたいと思います。

市民生活部 自治会によって内容は様々で、例えばブランコ、鉄棒、滑り台等の改修をしたり、フェンスの改修等となっています。申請額の上限までの2分の1を補助させていただいておりますので、その不足分が先ほど申し上げた金額になります。

■人権推進課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

小島委員 今回中川さんの報償等が計上されていますが、その報償はどの範囲と考えていますか。例えば、議員が中川さんと話をさせていただきたい場合や、講演をお世話になりたい場合は別途報償が必要でしょうか。週1回の勤務日に市民センターに行くのであれば不要でしょうか。

市民生活部 基本的には週1回来ていただく経費として報償月額5万円を設定しています。もし中川さんに講演を希望されるのであれば、別途報償が発生しますし、勤務していただく日に、講演ではなく座談会的なものであれば、報償5万円の中に含まれます。

小島委員 そのあたりは、しっかりと契約書までは考えていませんが書類に明記されたほうが良いと思います。もし、民生福祉常任委員会が中川さんと意見交換をしたいという提案をした場合、勤務日に来庁いただく、または議員が市民センターに伺うでもいいですが、そういった場合は別途報酬が必要になりますか。

市民生活部 中川さんの勤務回数や勤務日につきましては、基本週1回、毎週金曜日の午後にお世話になるということで計画しております。ただ、勤務日については柔軟に対応したいと思いますので、意見交換などは中川さん

の出勤日に合わせて必ず金曜日にしか出来ないということではなく、別の曜日でも調整することは出来ますし、小島議長が言われましたように、議員との意見交換、座談会的な内容でしたら、月5万円の報酬の範囲内と考えています。

園田委員

6月議会で提案された時は、中川さんから当初3か月に1回程度という話を持ちかけたところ、それでは十分なことが出来ないで、月に1回程度お越しいただくという話だったと記憶しています。今回はそれでは十分なことが出来ないで、週に1回にするということの中川さんから要望が出されたということですが、今回費用弁償やアドバイザー謝礼も計上されているんですけど、中川さんの動きについて、どういうふうに市として捉えていますか。先生が来られたことで、これからの男女共同参画について、市としてどれだけの効果が図れると見込まれていますか。

市民生活部

中川智子さんは、当初は月に1回程度ということで、報償費の話もした時は当初の金額で御理解いただきましたが、取り組んでいただく内容について具体的に調整していく中で、やはり月1回では十分なことが難しいということになり、週1回お世話になることになりました。市としては、中川さんの知名度を最大限に活用して、男女共同参画センターの認知度を上げていきたいと思っております。中川さんもどんどん外に出て、子育てグループや、有機農業をされているグループなどと話をし、意見を吸い上げて、それを市の男女共同参画に反映させていきたいという強い思いをお持ちですので、私たちも、中川さんの力をお借りして事業を進めていきたいと考えています。中川さんに男女共同参画アドバイザーに就任いただくことが、大きく新聞等で報道されましたが、たくさんの方から前向きに歓迎をするようなお言葉をいただいておりますので、週に1回、金曜日の午後は基本的に市民センターに中川さんがアドバイザーとして来てくださっているということを広く周知したいと考えています。また、先生からは相談業務にも関わるとおっしゃっていただいております。

園田委員

いろんな分野に広く関わっていただくという取組の中で、相談業務も増えていくと思います。一つ課題として、今の市民センターの共同参画センターのスペースは、改めて市として妥当であるとお考えでしょうか。

市民生活部

市民センターの男女共同参画センターの場所につきましては、あの場所に決めた経緯として、男女共同参画審議会の委員の意見を聞いたり、市民センター以外の市内の公共施設なども見に行き、どこが良いのか検討した結果、市民センターはバリアフリー化されており、市民の方も立ち寄りやすいということで、また、多くの会議室がありますので、セ

ミナーや講演会もできるということで決定しました。ただ、いろんな事業をしていくには、分かりやすい所で良いと思うんですが、相談場所としては少し目につきやすい所にもなっているので、その辺りはアドバイザーの意見も聞きながら検討していきたいと思いますが、今すぐに市民センターから場所を変えるというような予定はございません。

前田副座長 職員配置について、会計年度任用職員から正規職員になられたのは、本当に大事なことで嬉しく思います。落ち着いて相談業務に携わるためには相談を受ける側の体制が不安定では困りますし、相談するほうも不安だと思しますので、とても良かったと思っています。先ほどの中川さんが相談業務を担われるというお話ですが、毎週金曜日に来られて、受けた相談内容について責任持って従事されると思うのですが、相談とはいろんな方に話すのではなく、相談をした方にずっと関わってもらうことが基本であると思うのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

市民生活部 相談業務について、中川さんの市民の方の相談をぜひ聞かせていただきたいという思いもあるのでお願いしようと考えています。ですが、中川さんが必ず金曜の午後にセンターにおられるという訳ではありません。日程が変更する場合は周知して、皆さんの声を確実に聴けるような体制を取っていきたくと考えています。

前田副座長 1回で済む相談と、何回か続く相談があつて、1回で済まない相談の方が多いのではと思います。相談業務は正規職員が関わっていくことが基本だと思いますが、週1回しか来られない方なので、中川さんが不在の場合は相談を受ける側としてのフォロー体制が必要だと思いますが、その辺りはどのようにお考えですか。

市民生活部 相談業務につきましては、専門的な相談を受けていただく想定はしていません。専門的な相談内容になりますと、専門的な対応も必要になってきますので、中川さんには、あくまでもセンターを知っていただく、認知度を上げる、市民の皆さんが来やすい場所とするために、相談業務を受けていただくイメージですので、フォローが必要な重たい相談というのは想定していません。そういう相談がありましたら、きちんと市職員が次に繋げるような体制をとっていきます。

小島委員 中川さんの業務に関しては、予約制を取られたほうが良いと思います。いろんな所に出向かれると聞いていますので、相談窓口に予約なく来られて、その方が結構な時間を要してしまうと、他の相談者に時間が割けなくなっても困るので、一度検討いただければと思います。

萩原委員 前回の予算で月1回来ていただく予定で、9か月で5万円を計上されており、今回の予算は月5万円で、1回当たりの単価が倍くらいに上がっているのですが、理由があれば教えてください。

上田座長 萩原委員の質問について追加したいのですが、当初予算と今回の補正予算、あわせて資料をいただけますか。予算委員会として、当初からどのように予算が変わっているかという部分を見たいと思いますので、後ほど資料をいただきたいと思います。また、先ほど萩原委員の質問に、今お答えできることがあればお答えいただきたいと思います。

市民生活部 確かに1回当たりの単価は上がっていると思います。週1回、月4回程度本市に来ていただくことになり、中川さんの報酬額をどのように設定するかというところを、市として改めて検討をしました。参考にいたしましたのが、市がこれまでに雇用していました他の分野のアドバイザーの報酬金額が大体1回2万円となっていましたので、1回2万円にすると、月4回だったら8万円となり、もっと金額が大きくなりますが、中川さんと話し合いの中で、今年度につきましては月5万円ということになりました。

上田座長 中川智子さんは、市の男女共同参画を市の施策として進めるために、「こうしたらいいよ」というアドバイスをすることが主の業務なのか、市民の方々に、丹波篠山市の男女共同参画をより知っていただくためにアドバイザーになっていただくのか、私は両方だと思うんですけど、市としては、中川智子さんの立場をどのように考えて、今回、月1回を週1回にされたのか。その辺の基本的な考え方を教えてください。

市民生活部 市としても両方の業務をお世話になりたいと考えています。本市の男女共同参画施策はいろんなことを実施しておりますが、それについて、より深く助言をいただきたいと考えています。研修会をするにしても、より多くの方に参加をしていただけるような仕掛けといいますか、効果的に事業が展開できるようにアドバイスをしていただきたいと考えています。

上田座長 アドバイザー報酬の根拠なんですけど、1日2万円で、中川さんは半日勤務のため、半分で1日1万円という予算を計上されたのかなと私は感じました。今回、男女共同参画費の中で、中川智子さんのアドバイザー報酬が計上されていますが、男女共同参画に特化したアドバイザーというような考え方なのでしょうか。中川智子さんは、前宝塚市長でおられた際に、LGBTのパートナー制度を西日本で初めて導入された方です。本市は人権学習の際に人権啓発冊子「生き方の創造」を、各集落でも活用されていますが、そちらの分野においても大変見識の深い方なんです。今回は男女共同参画費の中のアドバイザーですが、週1回来ていただく中で、可能であればLGBTに関係するアドバイスも、市として受けられてはどうかと考えています。予算枠を超えるかもしれませんが、どのようにお考えでしょうか。

市民生活部 「男女共同参画」とは、誰もが、生き生きと暮らせるということを目指しており、先ほど言っていたLGBTも、当然その中に含まれるものでありますので、中川さんにはしっかり、アドバイスいただきたいと考えております。

上田座長 ぜひとも中川さんの知見を、市職員の方にも聞いていただいて、広い範囲でアドバイスを頂きたいと思っております。今回当初予算から大分補正額が上がっていますので、積算根拠の提出をよろしく申し上げます。

— 後刻、資料の提出あり —

■市民課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

小島委員 戸籍住民基本台帳費のデータクレンジング作業委託料について、もう少し詳細を教えてください。

市民生活部 データクレンジング作業とは、担当課で管理をしています戸籍関係の一式データについて、令和7年度までに標準化システムに移行しようとしているのですが、標準化に向けた動きをするためには、そのままデータを移し替えることが出来ないという可能性も出てきます。今回、移行が出来るデータと出来ないデータをきちんと整理して、出来ないデータを修正して、令和7年度のシステム標準化に向けた動きを図っていくというのが、今回のデータクレンジング作業の概要となります。

小島委員 例えば、住民票がありますよね。それが既存データでは、整理の仕組みが違うから、それを改めるという考えでいいのでしょうか。

市民生活部 現行データのままで移行した場合に、データの形式が新システムに合わない可能性もあります。そういうデータが今までの戸籍データの中にはあります。そういったデータを今回標準化するため、国から示されているデータに則ったデータ形式に合わせていくために、整理をしていくということが今回の作業です。

上田座長 標準化システムというものについて、市民の方にもわかりやすく説明をお願いしたいのと、この211万2000円は、全て100%国庫補助金ということでしょうか。

市民生活部 予算については、全額国庫支出金の補助金の対象となります。システムの標準化について、現在それぞれの自治体が、それぞれのベンダーというシステム開発業者によって作られた様々なシステムを活用している中、仕組みが異なる部分がないとは限りません。そういったシステムを全て国の求めるシステムに共通化していく、一本化していくということ

が、今回のこのシステム標準化の大きな概要になります。

荒木委員 システム標準化は、今年度限りの1回で国の求めるシステムに移行できるということでしょうか。

市民生活部 今回の補正予算対象となる部分として、まず今年度にデータクレンジング作業を実施します。システムデータ標準化への動きに関しては、今年度だけではなく、令和6年度、令和7年度をかけて徐々にいろいろな作業を行い、最終的には令和7年度末に標準化完了という方向で、国は動いているということを確認をしています。

荒木委員 来年度以降も、これに伴う補助金がある見込みでしょうか。

市民生活部 今後の国の動きを見ながら、情報が総務省、またデジタル庁から県の市町振興課を通じまして、私たちに情報が入ってまいりますので、その情報を注視しながら、一つ一つ対応してまいりたいと考えています。

日程第1 議案第50号 令和5年度丹波篠山市一般会計補正予算（第8号）

■環境みらい部

■市民衛生課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

小島委員 塵芥処理費の補正予算について、前期分の不足額も386万1000円に入っているのか、後期分だけでこれだけの不足予算を計上されているのかその辺りを教えてください。

環境みらい部 組合の見積り価格を12か月で割りまして、月額を算出し、今現在6か月分の委託契約をしております。見積り価格の差と市の予算額の差が386万1000円ということでございます。

小島委員 この1年分の不足額をこの金額で賄うという考えでよろしいですか。

環境みらい部 おっしゃるとおりです。

上田座長 先ほどガソリン代の高騰が主な原因で委託契約額が当初予算よりも超過しているという説明でしたが、これは数量等とは関係なく、今の増額補正の分はガソリン単価だけの内容なんでしょうか。それともほかに要因があるんでしょうか。

環境みらい部 見積価格の提示価格と市予算額の差を見比べましたら、今申し上げた燃料費に単価の差があるということと、車両の経費を委託料に含めていますので、その部分で価格の差がありました。車両経費というのは、車両の本体価格を減価償却させますので、耐用年数で割った金額を設計価格に込めており、その部分の差と考えております。

上田座長 人件費について、余り差はなかったということによろしいですか。
環境みらい部 人件費については、多少差はありますが、令和4年度と比べるとそれほど差がありませんので、不足の原因にはならないと考えております。

■農村環境課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

上田座長 歳入の環境政策総務費寄附金1万1000円について、今回だけなのでしょうか。どんな思いがあって寄附をいただいたのか、内容が分かれば教えてください。

環境みらい部 容器包装リサイクル法が2020年7月から施行されております。マックスバリュからいただいておりますのは、市内の「ザ・ビッグ」というスーパーマーケットで、プラスチック製の買物袋を有償で提供されておるんですけども、それに伴う、原価・消費税を除いた収益金を地域の環境保全活動に活用したいという意向を受けまして、令和3年度の決算額が4万1946円、令和4年度の決算額が3万5491円と3年連続でご寄附をいただいています。今、ザ・ビッグでは、買物袋の持参率は80%を超えており、段々エコバッグを持参することが市民の皆様にも広く伝わってきているため、寄附額も少なくなってきました。

上田座長 今、市内の一社について説明を頂きましたが、同じようなスーパーが他にもある中で、これについてはマックスバリュの経営方針によってご協力をいただいておりますという理解でよろしいですか。

環境みらい部 マックスバリュの経営方針で、ご寄附をいただいております。小田垣商店もレジ袋を持っておられ、その収益分をご寄附いただいております。小田垣商店は、翌年度からレジ袋を紙袋に変えられましたので、1年間だけご寄附をいただいております。

■保健福祉部（福祉担当）

■社会福祉課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

小島委員 人生いきいき住宅助成について、ちょうど団塊の世代の昭和23年生まれの方が75歳以上になられていると思いますが、今はどういった内容の住宅改修が多いのでしょうか。

保健福祉部（福祉担当） 高齢分野につきましては、十分な把握をしておりませんので、障害福祉部分での助成対象について説明いたします。障害福祉に関しまして、身体的な機能障害をお持ちの方につきましては、台所であったり、お風

	<p>呂の改修に対して助成をしております。今回につきましては、移動動作が困難な方の段差解消であったり、トイレの改修等を行っています。</p>
小島委員	<p>当初の予定よりも増えた要因は何かありますか。</p>
保健福祉部 (福祉担当)	<p>これまで住宅改修を行っていただいた分につきましては、簡易な改修が多かったです。年に大体1件か2件程度なんですけれども、今回1件行っていただいた分につきましては、大がかりな改修になったためです。</p>
上田座長	<p>地域生活支援事業の中で、DVD使用料が計上されていますが、これどのような活用をされるのか教えてください。</p>
保健福祉部 (福祉担当)	<p>今回、広く手話や、ろう者への理解を深めていただくため、DVDを活用して市民の皆様には映画を上映することで、啓発を進めていこうとしています。具体的には市民センターで上映予定としており、周知対象者は市民全員としております。特に手話講座等に参加いただいた学生さんにもお越しいただくため、学校等にもチラシの配布等で周知したいと思っております。</p>
上田座長	<p>できるだけ広く周知していただき、内容も分かりやすくして皆さんが来ていただけるようなご案内をお願いしたいと思います。社会福祉施設管理費の工事請負費として、スマイルささやまの排気ファン取り換え工事について、補正で十分対応できますか。この9月末に補正予算が議決された後、工事請負を実施するとしばらく工事に時間がかかるんですけど、それまでの間耐えられますか。又は緊急工事を実施しないといけないのでしょうか。ある程度劣化が進んでいるので一時的な補修になるのか、今の状況と考え方を教えてください。</p>
保健福祉部 (福祉担当)	<p>現状としましては排気ファンが故障しています。現場に行きますと熱がこもったりしていますが、しばらくは我慢できるという声を聞いております。ただ、新年度予算の対応では、夏場の工事になる可能性もありますので、9月補正し、今年度中に工事を進めたいと考えています。</p>
上田座長	<p>生活保護適正実施推進事業の委託料について、システム改修と専用端末購入費が計上されています。これは全て全額国庫負担という説明でしたが、オンラインシステムがどのような状況で、どのような改修をされるのか、もう少し詳しく教えてください。</p>
保健福祉部 (福祉担当)	<p>他の保険でも同じなんですけれども、今マイナンバーカードで病院が受診できるようになっているかと思いますが、生活保護については、まだそういう対応が出来ておりません。国が示しているのは、令和6年3月からマイナンバーカードを使って受診ができるようにと打ち出されており、そこに対応するためには、まずマイナンバーカード、個人番号と、生活保護対象者の医療情報をワンセットにするためのシステム端末を入れます。具体的にはパソコンを一つ購入し、情報をまとめる処理をする</p>

ためのシステムを業者に委託して作っていただくというものです。

上田座長 市役所の担当窓口でマイナンバーカードを持っていけば、マイナンバーカードで生活保護関係の申請ができるというような内容ですか。

保健福祉部 (福祉担当) 生活保護の申請とは全く別の内容になります。生活保護を受給されている方が医療機関を受診するときに、今は「事務連絡票」という紙を持って行っていただきます。例えば、皆さん病院に行かれる際に保険証を持っていくと思いますが、生活保護受給者にとっての保険証が「事務連絡票」という紙のことで、一般的な使い方として、マイナンバーカードを持って病院に行って、窓口の機械に入れてデータを照合すると、その方の保険情報が医療機関で分かるんですけども、それと同じように生活保護受給者もマイナンバーカードを医療機関に持っていけば、それで受診ができるようにするためのシステム改修を実施するものです。

上田座長 システム改修というのは、市の事務所内で行うものですよ。病院とはどのように関係していくのでしょうか。

保健福祉部 (福祉担当) 病院と市が直接つながるのではなくて、福祉事務所が持っている生活保護受給者の情報と、マイナンバーの情報があるいろいろな福祉事務所から一つに集まってくる所(システム)があり、そこに医療機関がマイナンバーカードに基づいて情報を取りにいて、その場で個人の保険情報を見ることができるといシステムになります。

小島委員 生活保護措置事業の返還金について、ある程度予算的には余裕をもって計上されていると思います。その後、このような高額な返還をされたということは、逆に生活保護の扶助費というのが、そんなに要らなかったということでしょうか。また、何か要因があるのでしょうか。

保健福祉部 (福祉担当) おっしゃられた様に、多少余裕をもった予算としておりますが、大きく変わるところがやはり医療費になります。例えば1人が脳の手術であったり、心臓の手術をすると、それだけで500万円程度が必要になってきたりしますので、金額については読めないところがあるということが、実際の要因だと思います。

■保健福祉部(健康担当)

■健康課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

上田座長 予防費の国庫支出返還金について、コロナワクチンの接種等も含めた中で精査されていると思います。先ほども10月1日から一般市民の方へのワクチン接種が始まるというお話もありましたが、今の市民の方の感覚として、コロナが流行しかけた頃の感覚と若干違って、必ず接種しな

くてもいいかという思いなのか、逆にコロナに感染して重症化したら困るのでワクチンを接種しないといけないという気持ちなのか、数字的なものも含めて現在の市民の思いや傾向について分かっているならば教えてください。

保健福祉部　　ワクチン接種の実績について申し上げますが、初回の令和3年度のワ(健康担当)クチン接種率につきまして、全体として1回目が89.8%、2回目が89.8%というような、高い数字になっており、皆さんが集団で感染を抑えていただいたというところがありました。次第に感染者も増えてきたり、ワクチン接種しても、コロナに罹ることもありまして、少しずつ接種率は低くなってきて、4回目が全体では57%、5回目は34%となっています。ただ、これは対象者が高齢者の方については、努力義務がありますが、接種しなくてもよいというような時期もありましたので、一概に皆さんがワクチン接種をしなかったということではありません。高齢者のデータで見るとよく分かりますが、1回目の接種率が96%、2回目が95%でした。4回目になりますと85.8%、5回目になりますと71.8%となっています。今回の補正予算とは関係ありませんが、今年度春のワクチン接種における65歳以上の方は54.3%ということになりましたので、絶対にワクチンを受けなあかんという感覚ではなくて、予防のために受けようと思う方、また重症化予防のために受ける方、コロナに罹ったので強い免疫をつけられたと言われる方は、もうワクチン接種をしないなど、いろいろあるかと思えます。ただ医師の話を見ると、ワクチン接種をしていない方が重症化したり、ワクチン接種をされている方は、症状が軽いということも聞いておりますので、今回の秋開始ワクチン接種についても、きちんと実施していきたいと思えます。

上田座長　　高齢者の接種率は高いのでしょうか。

保健福祉部　　高齢者の方には、一貫して努力義務が課せられていましたので、6回(健康担当)目の接種率は54.3%ですが、きちっと受けていただいております。若い年代の方は接種対象になっていない時もありましたので、一概にパーセンテージで比較することは難しいですが、意識の高い方はワクチンを受けていただいております。65歳までの方の評価が難しいところではありまして、基礎疾患のある方は努力義務がありますのでワクチンをきちっと受けていただいているものと思えます。

日程第2　議案第53号　令和5年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算
(第1号)

■長寿福祉課　別紙資料により説明

【主な質疑応答】

小島委員 償還金について、ある程度の余裕をもった予算を計上していると思いますが、返還金が今回は5800万円となっています。返還金が多いということは、市で使用した金額が少なかったということですが、何か要因はありますか。

保健福祉部 (福祉担当) 介護給付費の償還金について、国庫支出金が5800万円と金額が突出しておりますが、これに関しては当初の交付申請から変更交付申請が来ませんので、当初算定をしておりました給付部分の返還金となっております。返還の主な理由として、介護給付費が、事業計画値よりもかなり低い水準で推移をしておりまして、令和4年度の当初予算の段階で、令和3年度の実績を加味して計画値よりも低い金額で給付費のほうを算定しておりましたが、それよりもさらに低い金額での決算となりましたので、結果的に償還金が生じることになりました。コロナの影響等によって一定期間、休止された事業所もございますので、そういったところも関係していると思います。

小島委員 敬老会で挨拶するために、本市の健康寿命を調べていたのですが、平均寿命と健康寿命が、男性の場合は1年も差がないくらいで、女性は3年ぐらいしか差がないと分かって、びっくりしたんです。もっと健康寿命が低く、介護サービスを利用する期間が長いのかなと思っていました。その辺りについて、要因が分かれば教えてください。

保健福祉部 (福祉担当) 今、議員がおっしゃるように、健康寿命と平均寿命は少しずつ延びています。男性と女性の差については、男性のほうが平均寿命が少し短いこともあり、健康寿命との差が短いというのもあります。女性で、健康寿命と平均寿命の差が五、六年ぐらひはあったと思いますが、その差がどんどん縮まるように、私たちはできるだけ最後まで自分で病気や、介護を受けない生活を続けていただきたいということで、健康課を中心に介護予防に取り組んだり、あと地域のサロン等で皆さんが外出する機会や、社会参加の機会を作っていますので、そういうことで健康寿命が延びているものと思います。できれば、健康寿命と平均寿命を一緒にしたいというのが私たちの願いです。

上田座長 介護給付費準備基金積立金について、今回補正で5388万5000円が計上されていますが、例年に比べて同じくらいなのですか。多い場合や少ない場合は、どのような要因があったのか、お分かりになる範囲で教えてください。

保健福祉部 (福祉担当) 介護給付費準備基金積立金に関しましては、昨年度も9月補正に計上させていただいており、令和4年度の予算を組む段階で、先ほども申し

上げた給付費の状況等によって、余剰となる保険料を基金積立金として計上していくんですけども、結果として給付費が想定よりも、低く決算しておりますので、決算で繰越しをした部分の余剰となっている分を積立金として計上しています。

園田委員 介護給付費の返還金について、コロナの影響によって介護施設等を利用される方が減ったことによって、何かしら介護事業者に影響はあったのでしょうか。

保健福祉部 (福祉担当) 全く影響がなかったかどうかは、介護者に調査が出来ていませんので私の主観になるかもしれませんが、ケアマネージャー等のお話を聞くところでは、特に利用が出来なかったのが通所サービスと、ショートステイといった短期入所事業です。事業所がコロナ感染対策のために、しばらく休止をされましたので、その間、利用が出来ない方も何人かいらっしゃいました。そういった場合、家族としては、本当だったら施設を利用させていただいて、介護休暇を取られたり、色んな用事を済まされるのですが、利用できなかった間は、家で介護もしないといけませんでした。それも、コロナに感染した方でも介護しないといけないので、大変だったのではないかなと思います。通所サービスから、訪問介護サービスに変更していただいたりとか、いろんな調整をケアマネージャーが対応されていまして、実際に介護者の方が市の窓口に来て、「施設が使えないので困っているんです」という話は、聞くことがありませんでした。

日程第1 議案第50号 令和5年度丹波篠山市一般会計補正予算(第8号)

■長寿福祉課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

上田座長 単純な質問ですが、災害時要援護事業費に県補助金が入っています。歳入の民生福祉費の避難計画作成費補助金なのですが、これは当初は一般会計予算で計上されていましたが、県補助を途中からもらえるようになった理由がありましたら教えてください。

保健福祉部 (福祉担当) 令和4年度までは兵庫県、人と防災未来センター、兵庫県社会福祉士会で構成される実行委員会の補助事業でしたが、令和5年度からは兵庫県が主体になりまして、補助金を整備されましたので、今回、県の補助金ということで計上しております。

■医療保険課 別紙資料により説明

【主な質疑応答】

小島委員 後期高齢者の人間ドックの傾向について、どのくらいドック利用者がいて、どのような治療が必要な方が多いなど、その辺りがお分かりであれば、教えてください。

保健福祉部 (福祉担当) 手元に人間ドック受診者について、資料を持ってきていないのですが、後期高齢者の何人かの方は特定検診ではなく人間ドックを受診されている方がいらっしゃいます。それに伴ってどんな病気を持たれているかといった情報の把握はしておりませんので分かりませんが、ドックの件数についてはまた後ほど、資料をお渡しします。

小島委員 健康寿命と平均寿命について、男性の場合私が聞いた限りでは、寿命の差が1.35歳しかないんです。介護保険統括課長が「健康寿命と平均寿命が一緒になったらうれしい」と言われていましたので、理想形ですけど、それを目指して進めていただきたいと思います。

上田座長 今のお話は、後期高齢者医療費の人間ドックに関するものだと思いますが、国民健康保険でも人間ドック等の助成をされていると思います。出来たら医療保険課が所管している人間ドックの件数と、診断結果といったその辺の傾向が分かるのであれば、出せる範囲資料提供していただければと思います。

— 後刻、資料の提出あり —

日程第3 議案第51号 令和5年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

■医療保険課 別紙資料により説明

— 質疑なし —

日程第4 議案第52号 令和5年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

■医療保険課 畑岡課長より別紙資料により説明

— 質疑なし —

■議員間討議

- 議案第 50 号 令和 5 年度丹波篠山市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 51 号 令和 5 年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 52 号 令和 5 年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 53 号 令和 5 年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

— 意見なし —

— 部長・市長への質問なし —

■意向確認

- 議案第 50 号 令和 5 年度丹波篠山市一般会計補正予算（第 8 号）

— 全員賛成 —

- 議案第 51 号 令和 5 年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

— 全員賛成 —

- 議案第 52 号 令和 5 年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

— 全員賛成 —

- 議案第 53 号 令和 5 年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

— 全員賛成 —

上田座長 以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、座長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異議なし —

上田座長 異議なしと認めます。

それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

閉会宣告

上田座長

これをもちまして、本日予定しておりましたすべての審査が終了しました。それでは、閉会にあたりまして前田副座長よりごあいさつをお願いいたします。

前田副座長 挨拶

散会